4　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約書作成の要否　要
⑶　関連情報を入手するための照会窓口　上記1⑸アに同じ。
⑷　上記2⑵に掲げる競争参加資格の決定を受けていない者（競争参加資格の決定を受けてない単体企業を構成員とする場合を含む。）も上記3⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の決定を受けていなければならない。
⑸　当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑹　詳細は説明書による。
5　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 42
⑵　Subject matter of the contract : Investigation at current state of Ioto facilities
⑶　Time-limit to express interests by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 13 July 2009
⑷　Time-limit for the submisson of proposals by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 7 September 2009
⑸　Contact point for tender documentation : Contract Division, North Kanto Defense Bureau, 2―1 shintoshin Chuo-ku, Saitama city 〒330―9721 TEL 048―600―1826

資　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局小樽開発建設部が発注する一般国道229号積丹町余別トンネル工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成21年7月3日
北海道開発局長　鈴木　英一

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01
1　工事名　一般国道229号積丹町余別トンネル工事（電子入札対象案件）
2　工事場所　北海道積丹郡積丹町
3　工事内容　工事延長：L＝680.00m（SP＝0～SP＝680.00）、トンネル工　トンネル延長：L＝360m、掘削工　掘削延長：L＝360m、覆工：L＝360m、トンネル補助工：N＝一式、道路土工：V＝2,100㎥、法枠工：A＝230㎡、擁壁工：L＝19m
4　工事区分　一般土木
5　資格審査申請書の受付期間及び受付場所
⑴　受付期間
平成21年7月3日から平成21年8月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
⑵　受付場所
〒060―8511 札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311　内線5480）
6　共同企業体の構成員の数、資格要件等
⑴　構成員の数は、2又は3社とする。
⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であって、決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、1,070点以上であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受け、当該再決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、1,070点以上であること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記6⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。
ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が5年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が5年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。
イ　代表者は、平成6年度以降に、NATMによる内空断面積55㎡以上かつ施工延長200m以上のトンネル工事及び凍結対策を伴ったトンネル工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、代表者以外の構成員については、NATMによる内空断面積40㎡以上のトンネル工事及び凍結対策を伴ったトンネル工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
㋐　1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、代表者以外の構成員については、2級以上の国家資格を有する主任技術者を配置するものとする。
㋑　平成6年度以降に、上記6⑸イ本文に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、代表者以外の構成員が配置する技術者については、NATMによる内空断面積40㎡以上のトンネル工事及び凍結対策を伴ったトンネル工事を元請として施工した経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
㋒　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑹　出資比率は、すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。
⑺　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。
7　競争参加資格の有効期間
特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。
8　資格審査申請書類
⑴　提出書類及び提出部数
ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）1部
イ　特定建設工事共同企業体協定書（写）1部
⑵　申請書類の作成に用いる言語　日本語
⑶　申請書類の入手方法
申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyou/kouji/sec.html#01
9　資格審査結果の通知
資格決定通知書により通知する。
10　その他
⑴　共同企業体の名称は、一般国道229号積丹町余別トンネル○○△△××特定建設工事共同企業体とする。
⑵　共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局小樽開発建設部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。
⑶　申請手続の照会先は、次の場所とする。
ア　北海道開発局事業振興部工事管理課
イ　北海道開発局小樽開発建設部契約課

競争参加者の資格に関する公示

紀北東道路穴伏川高架橋工事に係る異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）としての競争参加者の資格（以下「異工種ＪＶとしての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成21年7月3日
近畿地方整備局長　木下　誠也
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27
1　工事名　紀北東道路穴伏川高架橋工事（電子入札対象案件）
2　工事場所　（自）和歌山県伊都郡かつらぎ町移地先（至）和歌山県紀の川市名手下地先